

明日のあなたを考えると 国民年金

国民年金課国民年金係
☎724・2127

公的年金制度は、年齢や障がいの状態になった時に、お互いに助け合う制度です。

保険料の納付方法

平成20年度の保険料額は定額で、1か月1万4410円です。国民年金保険料納付案内書(納付書)を使って、最寄りの金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めて下さい。市役所や市民センターでは納めることができません。納付書の発行もできませんので、納付書を紛失した場合には八王子社会保険事務所にお問い合わせ下さい。

「ねんきん特別便」をお届けしています

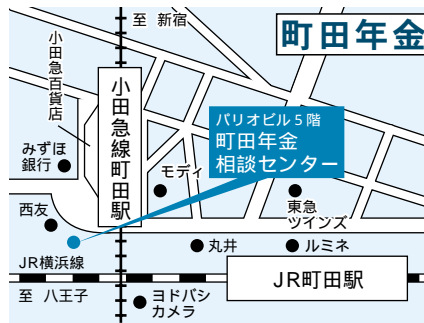
現在、社会保険庁では、すべての被保険者及び年金受給者の方に、年金加入記録等を記載した「ねんきん特別便」を送付し、登録されている年金加入記録に誤りや記載漏れ

がないか、確認をお願いしています。記載内容の漏れや誤りの有無を、次によりご回答下さい。

	納付	全額免除	3/4免除 1/2免除 1/4免除 (一部免除)	若年者 納付猶予 学生納付 特例	未納
受給資格期間に算入されるか	○される	○される	○される	○される	×されない
年金額に反映されるか	○される	○される	○される	×されない	×されない
反映割合	1	1/3	3/4免除	1/2	
			1/2免除	2/3	
			1/4免除	5/6	

免除申請の際は、所得の審査があります。一部免除制度では、納付すべき保険料が納付されない場合は未納期間扱いとなります。免除・猶予された期間の保険料は、10年以内であれば後で納付(追納)することができます。(追納した期間は、保険料納付済み期間として扱われます。)

年金受給者の方は既に送付しています。現役加入者の方は10月までに送付します。年金受給者の方
・誤りがない場合: 同封の返信用封筒で「年金加入記録回答票(以下回答票)」を社会保険業務センターに郵送して下さい。
・誤りがある場合: 「回答票」に訂正内容等をご記入のうえ、年金証書と印鑑を持参して、最寄りの社会保険事務所へ手続きをお願いします。
郵送での手続き方法は「ねんきん特別便専用ダイヤル」で案内しています。
現役加入者の方
記載誤り等の有無にかかわらず、同封の返信用封筒で「回答票」を社会保険業務センターに郵送して下さい。(勤務先で回収する場合もあります。)
記録の訂正が必要な方で、旧姓で年金制度に加入されたことがある方は、必ず「回答票」に旧姓の記入をお願いします。



町田年金相談センター

(森野1-15-13パリオビル5階)
年金相談センターの業務内容
厚生年金・国民年金に関する受給相談、請求手続き、加入記録の確認、年金額の試算、年金受給者あて通知の再発行等
電話での問い合わせはできません。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
自営業・学生・フリーター・無職の人など	厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員など	第2号被保険者に扶養されている妻または夫

年金請求の手続き・相談

	対象者	申請先
老齢基礎年金	国民年金第1号被保険者期間のみで受給権のある方	保険年金課国民年金係、各市民センター
	国民年金第3号被保険者期間、または厚生年金等に加入していた期間があり、受給権のある方	八王子社会保険事務所、町田年金相談センター
障害基礎年金	国民年金第1号加入中、または20歳前に初診日があり、現在障害基礎年金の1・2級相当の障害の状態にある方	保険年金課国民年金係
	国民年金第3号加入中に初診日があり、現在障害基礎年金の1・2級相当の障害の状態にある方	八王子社会保険事務所、町田年金相談センター
遺族基礎年金	国民年金加入中、または老齢基礎年金受給権のある方、もしくは老齢基礎年金受給中の方がなくなった場合、子のある妻か子(子が18歳未満)	保険年金課国民年金係
寡婦年金	第1号被保険者として25年以上保険料を納めた夫が何の年金も受けなくなった場合、婚姻期間が10年以上ある妻	保険年金課国民年金係
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が何の年金も受けなくなった場合、その遺族の方	保険年金課国民年金係、各市民センター
特別障害給付金	平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった厚生年金保険等に加入していた方の配偶者 または、の方で任意加入していなかった期間中に初診日があり、現在障害基礎年金の1・2級相当の障害の状態にある方	保険年金課国民年金係

各年金の受給要件等について、詳しくは申請先にお問い合わせ下さい。年金を受給するためには、本人からの請求が必要です。

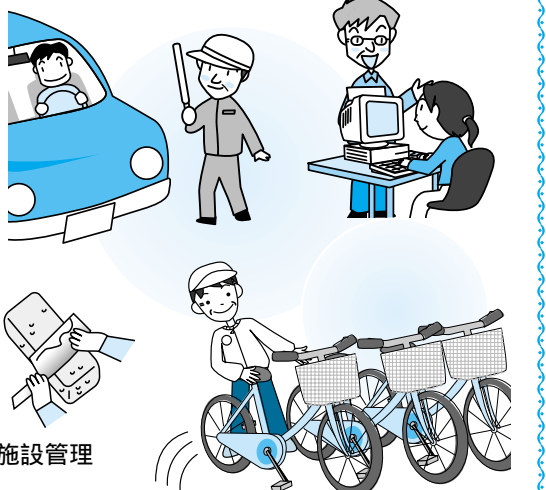
こんなときは忘れずに手続きを!

	必要な手続き	申請先
会社などを退職したとき	厚生年金等に加入していた方が退職したときは、第1号被保険者への変更手続きが必要です。	保険年金課国民年金係または各市民センター
配偶者の扶養(第3号被保険者)になったとき	厚生年金等に加入している配偶者の扶養(第3号被保険者)になったときは、健康保険の届出と一緒に勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。	配偶者の勤務先の会社または共済組合
配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったとき	収入増加、離婚等により配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったときは、第1号被保険者への変更手続きが必要です。	保険年金課国民年金係または各市民センター
配偶者が退職したとき	厚生年金等に加入していた配偶者が退職したときは、扶養されていた方(第3号被保険者)も第1号被保険者への変更手続きが必要です。	
配偶者が転職したとき	引き続き配偶者の扶養(第3号被保険者)になるときは、健康保険の届出と一緒に新しい勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。	配偶者の勤務先の会社または共済組合

このようなお仕事は私たちに任せ下さい (社)町田市シルバー人材センター

(森野1-1-15 わくわくプラザ町田内)
☎723・2147 FAX724・0407
http://machida-sjc.com

- このようなお仕事はお任せ下さい。
お電話お待ちしております!
- 専門技術・技能の仕事**
- ホームページの作成
 - パソコンの出張サービス
 - 事務管理
 - 植木の手入れ
 - 網戸・襖・障子の張替え
 - エアコン・換気扇の清掃
 - パソコン教室
 - 大工仕事(簡易なもの)
 - 刃物研ぎ
 - あて名書き
- 管理する仕事**
- 駐車場管理、自転車整理
 - 倉庫管理
 - 公共・民間の施設や幼稚園・スーパーなどの施設管理



- 一般作業の仕事**
- 検品・仕分け
 - 事務所などの屋内清掃
 - 袋詰め・包装・ラベル張り
 - ポスティング・ポスター張り
 - 庭園などの屋外清掃
 - ラッピング・陳列
 - 除草・草刈り
- 家事援助などのサービス**
- 植木・鉢植えなどの水遣り
 - 電球の交換
 - 窓ガラス拭き、風呂場などの清掃
 - 高齢者の話し相手・身の回りの手伝い・食事作り
- 他にも祭壇の飾り付け等葬祭事業(☎791・3861)もお受けしています。



会員になりませんか

市内在住の60歳以上の方で、元気で働く意欲のある方のお入会を求めています。